

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、転倒及び倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去及び安全な工作物等を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 市内にあるコンクリートブロック塀、組積造（レンガ石、大谷石等の石造）の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれと一体の門柱並びに基礎をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 倒壊のおそれがあるブロック塀等のうち、通学路等に面する部分が、道路面からの高さが1.2メートル（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1.2メートルを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60センチメートルを超えるもの）を超えるブロック塀等で、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高く、第6条第1項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。
- (3) 安全な工作物等 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定する構造に適合する塀又は軽量の塀等（アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンス、生け垣など）の工作物をいう。
- (4) 道路 一般の交通の用に供されている道路をいう。
- (5) 通学路 前号に定める道路のうち市内小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が通学のために使用する経路として、当該小学校又は中学校において指定された道路の区間をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付の対象となる者は、市内において危険ブロック塀等を所有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 他の助成又は補償を受けてブロック塀等の撤去等を行う者

- (4) 販売又は収益を目的として整地、宅地造成又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去等を行う者
- (5) 過去に同一の敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (6) 伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）第8条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
（補助の対象となる工事）

第4条 補助金の対象となる工事は、危険ブロック塀等を撤去する工事及び撤去した危険ブロック塀等の代替として、安全な工作物等を設置する工事で施工業者が行うものに限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

工事	道路種別	補助金額（一敷地当たり。千円未満の端数は、切り捨て）
ブロック塀等 撤去工事	道路	次のいずれかのうち最も少ない額 ア ブロック塀等の撤去に係る費用の2分の1 イ 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じて得た額 ウ 100,000円
	通学路	次のいずれかのうち最も少ない額 ア ブロック塀等の撤去に係る費用の4分の3 イ 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり15,000円を乗じて得た額 ウ 150,000円
安全な工作物 等設置	道路 通学路	次のいずれかのうち最も少ない額 ア 安全な工作物等設置に係る経費の2分の1 イ 設置するフェンス等の長さに1メートル当

		たり 10,000円を乗じて得た額 ウ 100,000円
--	--	---------------------------------

(ブロック塀等の事前調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、予めブロック塀等が危険ブロック塀等に該当するか否かの事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定による調査を受けようとするときは、申請者は、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付事前調査申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の現況写真(カラーで全景及び危険個所が分かるもの)
- (2) ブロック塀等の付近案内図
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付事前調査結果通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人情報に関する同意書(第4号様式)
- (2) 補助対象工事の見積書の写し
- (3) 安全な工作物等設置などの新設計図(配置、断面、立面図等)(安全な工作物を設置する場合に限る。)
- (4) 委任状(申請手続を施工業者等に委任する場合に限る。)
- (5) その他市長が認めるもの

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付(不交付)決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定により伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助交付決定通知を

受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた工事を変更するとき又は廃止するときは、あらかじめ伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金変更（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、廃止する場合を除き次に掲げるものとする。

(1) 変更後の補助対象工事の見積書の写し

(2) 安全な工作物等設置等の新設計図（配置、断面、立面図等）（安全な工作物を設置する場合に限る。）

3 市長は、第1項の規定による変更又は廃止の承認の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、速やかに伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金変更（廃止）承認通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（実績報告書）

第11条 交付決定者は、補助の対象となる工事を完了したときは、速やかに、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金完了実績報告書（第8号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去後の写真(カラーで全景が分かるもの)

(2) 工事費の領収書の写し

(3) 安全な工作物等の設置の施工写真(カラーで工事内容及び完了したことが分かるもの)

(4) その他市長が必要と認めるもの

（検査の実施）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受けたときは、書類の審査等を行い、補助金の交付決定及び補助条件等に適合しているか検査しなければならない。

2 市長は、前項の書類審査に加え、必要に応じて危険ブロック塀等の現地調査を行うことができる。

（補助金額の決定）

第13条 市長は、前条の完了実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めたときは、交付すべき補助金の額を

決定し、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付決定額通知書（第9号様式。以下「決定額通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により決定額通知書を受けた交付決定者は、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付決定額請求書（第10号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の口座に振込の方法により行う。

（交付決定の取消等）

第16条 規則第17条の規定による通知は、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付決定取消通知書（第11号様式）によるものとする。

（返還命令）

第17条 規則第18条の規定による通知は、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金返還命令通知書（第12号様式）によるものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付事前調査申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者） 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話番号 _____

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり事前調査の申請をします。

所 在 地	伊勢原市
危険ブロック塀の所有者	住 所 氏 名 電話番号 所有者との関係（ _____ ）注 1
危険ブロック塀の種類	<input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 石積塀 <input type="checkbox"/> 万年塀等 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の現況写真 （カラーで全景及び危険個所が分かるもの） <input type="checkbox"/> ブロック塀等の付近案内図
その他質問事項等	
※受付欄	※備考欄

（注意事項）

- 1 注 1 は、申請者が所有者と異なる場合は記入し、所有者の承諾書（任意様式）を添付すること。
- 2 ※印の欄には記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付事前調査結果通知書

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第6条の規定により、調査結果を次のとおり通知します。

- 1 補助対象区分 撤去のみ
撤去後の安全な工作物等の新設含む

- 2 危険ブロック塀等の所在地

- 3 調査結果 該当する
該当しない（理由）

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

(申請者) 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話番号 _____

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付申請をします。

所 在 地	伊勢原市
危険ブロック塀の所有者	住 所 氏 名 電話番号 所有者との関係 () 注1
危険ブロック塀の種類	<input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 石積塀 <input type="checkbox"/> 万年塀等 <input type="checkbox"/> その他 ()
補助対象区分	<input type="checkbox"/> 撤去のみ <input type="checkbox"/> 撤去後の安全な工作物等の新設含む
前面道路種別	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 通学路
見積金額	円(税抜き)
交付申請額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> ブロック塀等の現況写真 <input type="checkbox"/> ブロック塀等の付近案内図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ()
※受付欄	※備考欄

(注意事項)

- 注1は、申請者が所有者と異なる場合は記入し、所有者の承諾書（任意様式）を添付すること。
- ※欄には記入しないでください。

第4号様式（第7条関係）

個人情報に関する同意書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者） 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第7条の規定により、貴市が官公署等に対し、同要綱第3条に関する必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることについて、同意します。

また、貴市の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

第 5 号様式（第 8 条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付（不交付）決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市補助金等の交付規則第 6 条第 2 項の規定により、交付（不交付）決定をしたので、次のとおり同規則第 8 条の規定により、通知いたします。

- 1 補助対象区分 撤去のみ
 撤去後の安全な工作物等の新設含む
- 2 危険ブロック塀等の所在地
- 3 交付決定額 円
(不交付の理由)
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業の内容変更又は廃止する場合は、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付変更（廃止）承認申請書（第 6 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は当該補助事業が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 危険ブロック塀等撤去等の完了は、交付申請年度内とする。
 - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金完了実績報告書（第 8 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
 - (5) この要綱に違反したときは、この決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる場合があります。

（事務担当は、 ）

第 6 号様式（第 9 条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者） 住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第 9 条の規定により、変更（廃止）したいので、次のとおり申請します。

交付決定通知番号	年 月 日伊勢原市指令（ ）第 号
変更（廃止） の 内 容	
変更（廃止） の 理 由	
変更年月日	年 月 日
添付書類	
※受付欄	※備考欄

※欄は記入しないでください。

第 7 号様式（第 9 条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金変更（廃止）承認通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第 9 条の規定により、変更（廃止）承認したので、次のとおり通知します。

- 1 補助対象区分 撤去のみ
 撤去後の安全な工作物等の新設含む
- 2 危険ブロック塀等の所在地
- 3 変更（廃止）決定額 円
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業の内容変更又は廃止する場合は、伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付変更（廃止）承認申請書（第 6 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は当該補助事業が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 危険ブロック塀等撤去等の完了は、交付申請年度内としなければならない。
 - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金事業完了実績報告書（第 8 号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
 - (5) この要綱に違反したときは、この決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる場合があります。

（事務担当は、 ）

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金完了実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（申請者） 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話番号 _____

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり報告します。

所 在 地	伊勢原市
補助対象区分	<input type="checkbox"/> 撤去のみ <input type="checkbox"/> 撤去後の安全な工作物等の新設含む
道路種別	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 通学路
補助対象工事費	円(税抜き)
交付決定額	円
工事完了年月日	年 月 日
施工業者名	
添付書類	
※受付欄	※備考欄

※欄には記入しないでください。

第9号様式（第13条関係）

伊勢原市危険ブロック等撤去等補助金交付決定額通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の額を決定したので次のとおり通知します。

- 1 補助対象区分 撤去のみ
 撤去後の安全な工作物等の新設含む

2 交付決定額 円

（事務担当は、 ）

第10号様式（第14条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付決定額請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

(請求者) 住 所 _____

ふりがな _____ 印
氏 名 _____

電話番号 _____

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

交付請求額	円
補助対象区分	<input type="checkbox"/> 撤去のみ <input type="checkbox"/> 撤去後の安全な工作物等の新設含む

振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 1 1 号様式（第 1 6 条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市補助金等の交付規則第 1 7 条の規定により、補助金交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

交付決定番号	年 月 日伊勢原市指令（ ）第 号
交付決定額	円
取消金額	円
取消理由	

（事務担当は、 ）

第12号様式（第17条関係）

伊勢原市危険ブロック塀等撤去等補助金返還命令通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市補助金等の交付規則第18の規定により、補助金の返還を次のとおり命じます。

交付決定番号	年 月 日伊勢原市指令（ ）第 号
交付決定額	円
返還金額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日

（事務担当は、 ）